

公益社団法人 高 分 子 学 会

高分子学会旭化成賞 内規

(2010年11月22日 理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2014年11月19日 一部改正理事会承認)

(2018年9月18日 一部改正理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会旭化成賞（以下旭化成賞）の選考については、旭化成賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(推薦手続き)

第2条 推薦に必要な書類は次のとおりである。（各正1部、写し5部）

- (1) 推薦書（本会書式による）
- (2) 推薦承認書（企業における研究業績を含む場合）
- (3) 業績内容説明書（2500字程度、A-4判5頁以内）
 - i) 研究の内容と成果
 - ii) 学問的位置付け
 - iii) 独創的と思われる点
 - iv) 高分子科学・技術・産業への波及効果などを項目別に明確に記述する。
- (4) 研究業績に係わる報文・特許リスト
- (5) 代表的論文別刷、特許コピーおよびこれに準ずる技術資料など各5編以内

(選考委員会)

第3条 旭化成賞の推薦を会員から受け付けるため、学会本部に旭化成賞選考委員会（以下選考委員会）をおく。

- 2 選考委員会は、委員長1名を含む5名で構成する。委員長は副会長の中から選任する。
- 3 選考委員は会長が選出し、執行役会の承認を得た後、会長が委嘱する。
- 4 選考委員名は選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。

(選考委員会の任務)

第4条 選考委員会は、2回開催し、応募の中から、受賞候補者原則1件以内の選考を行う。受賞候補者の数は、3名以内/件とする。

2 選考委員は審議内容を部外に公表してはならない。

(1) 第1回選考委員会（書類選考）

- ア) 推薦書により、受賞資格の確認を行う。
- イ) 書類選考により受賞候補者が原則5件程度になるよう第1次選考を行う。第1次選考は選考委員の投票により決定する。
- ウ) 第2次選考（業績説明）の時間等を決定する。

(2) 第2回選考委員会

- ア) 受賞候補者の業績説明を聴取する。
- イ) 審議の後、投票により最終選考を行う。投票方法は選考委員会が決定する。
- ウ) 選考委員会に旭化成株式会社の担当者を陪席させることができる。但し、陪席者は選考に加わることができない。

(選考結果の報告)

第5条 選考委員会委員長は、選考経過とその結果を選考後一週間以内に会長に報告する。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞決定通知など)

第7条 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

第8条 受賞者および受賞内容は会誌「高分子」に掲載する。

(本会論文誌への投稿義務)

第9条 受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 **Polymer Journal** に **Review** 又は **Focus Review** として、受賞決定日から原則として2年以内に投稿しなければならない。

補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。